

国連の持続可能な開発目標 (SDGs) を支援

本資料は、SBIグローバルESGバランス・ファンド「グリーン・インパクト」の投資対象である外国投資信託のLOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンドの運用を行っているロンバー・オディエと Affirmative Investment Management (以下、AIM社) が作成いたしました資料を基にSBIアセットマネジメントが編集作成いたしました。

はじめに

前回に引き続き、SBIグローバルESGバランス・ファンド「グリーン・インパクト」の投資対象外国投資信託であるLOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンドの運用を行っている Affirmative Investment Management (以下、AIM社) とロンバー・オディエが作成いたしました、2018年度のインパクト・レポートより、「持続可能な開発目標 (SDGs) の支援」についてご紹介いたします。

持続可能な開発目標 (SDGs) とは

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、2015年9月に国連で開かれたサミットにおいて採択された、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できる社会の実現を目指す、国連の開発目標です。以下の17項目から成り立っております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて 世界が合意した 「持続可能な開発目標」です</p>

※出典: AIM インパクトレポート (2018年)、LOファンズ - グローバル・クライメイト・ボンド
 ※出典: 国際連合広報センター

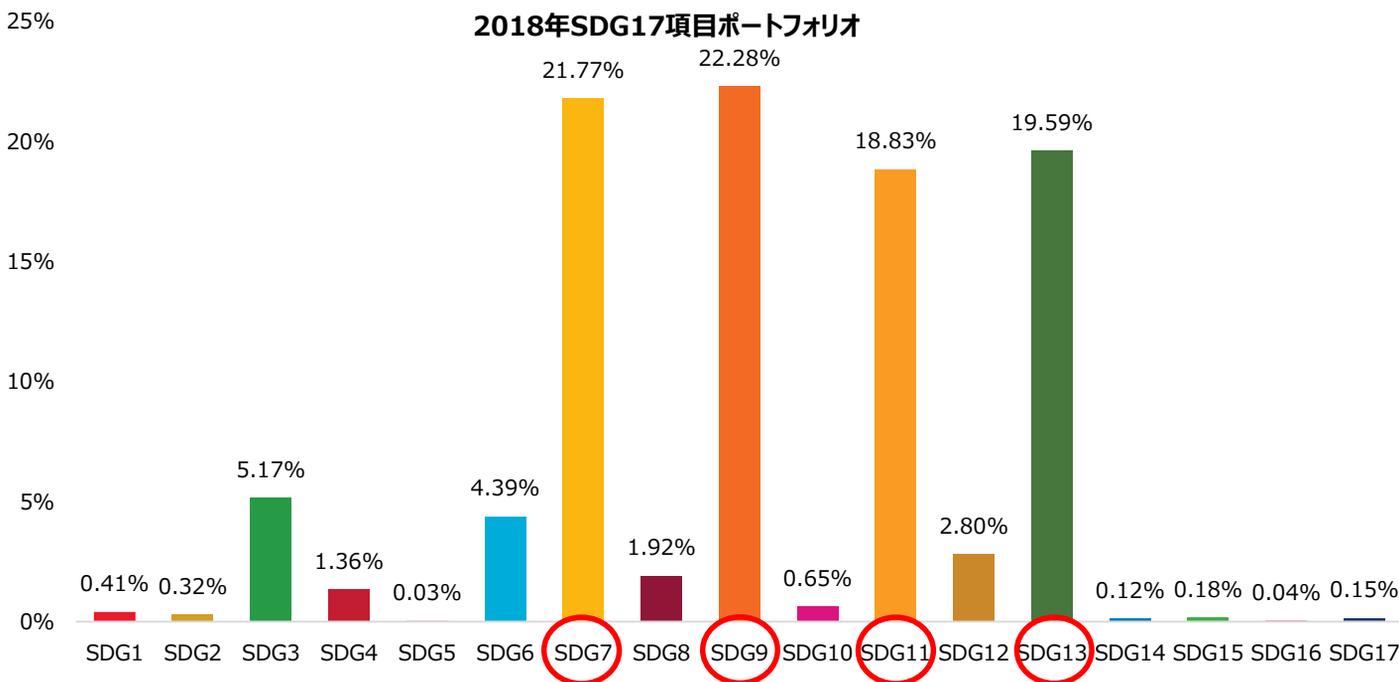
国連の持続可能な開発目標 (SDGs) を支援

国連の持続可能な開発目標 (SDGs) を支援

LOファンズ-グローバル-クライメイト-ボンドは、環境や社会問題の解決を目的として発行されたインパクト債券に投資をしています。2018年は、合計68件のインパクト債券への投資を通じて、911件のプロジェクトへ資金を供給しました。この結果、国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」17項目の全てを支援し、持続可能な世界の実現に向けて積極的に貢献しています。

下記のグラフは当ファンドの資金が、SDGs17項目において、どの項目にどの程度、支援（投資）しているかを示しております。当ファンドにおいて、2018年に支援が大きかった項目は、SDG7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」・SDG9「産業と技術革新の基盤をつくろう」・SDG11「住み続けられるまちづくりを」・SDG13「気候変動に具体的な対策を」の4項目でした。

LOファンズ-グローバル-クライメイト-ボンド
 2018年SDG17項目ポートフォリオ



当ファンドは主にクリーン・エネルギーと持続可能なインフラ整備へ資金提供していますが、その他にアジア開発銀行のクリーン・エネルギー・プログラムにおいて、水力や太陽光の技術支援のみならず、電力未開地への電力供給拡大を目的とした社会的支援や妊産婦のプライマリ・ケアおよび女兒のための学校支援 (SDG3・4) など、女性や子供をサポートするための施設支援 (SDG5) も含んでいます。

また、上記グラフの数値には含まれていませんが、ロンバー・オディエと AIM 社はパートナーシップを提携し、発展途上国において民間セクターが持続可能な開発に向けた取り組みに協力することを含み、SDG17「パートナーシップで目標を達成しよう」を支援しています。

今後もロンバー・オディエとAIM社は、グリーン・エコノミーへの移行から利益を享受し、運用パフォーマンスに加え、明瞭で偽りが無い環境および社会へのポジティブなインパクトを投資家の皆様に報告いたします。

ロンバー・オディエグループについて



【1796年に創設された世界有数のプライベート・バンク】

ロンバー・オディエはスイスのジュネーブにて創業した、200年を超える歴史を有する欧州最大級のプライベートバンクです。創業以来、パートナーが全額出資し経営する独立した経営体制を維持しています。

【インパクト投資】

(新しい投資哲学)

ロンバー・オディエグループはインパクト投資を行っています。インパクト投資は、新しい投資哲学として急速に成長しているだけでなく、社会的責任、投資リターン、投資リスクに対する投資家の考え方に挑戦しています。

【世界24カ国に業務を展開】

世界24カ国、28拠点にて業務を展開し、約2500人の従業員を有しています。運用資産残高は2940億米ドル（約31兆円*）に及びます。

*2019年6月末現在（円換算レートは1ドル=108.00円を使用）

AIM社について



気候変動及び社会的に貢献できる戦略の提供に特化した初めての運用会社です。インパクト債券市場の開設と発展に大きく貢献した実績を有します。本社をイギリスに置き、米国やオーストラリアにも拠点を展開しています。

AIM社の運用チームについて

- ・大手運用会社CIO経験者を中心に、債券運用の分野にて業界最高水準の経験を有するメンバーが運用に従事。幅広いグリーンボンド分野から魅力的な銘柄を発掘する能力を有します。
- ・サステナビリティ調査・方針部門長であるJudith Moore博士は世界銀行の元コーポレート責任 部門長で、世界銀行ではグリーンボンド発行時のプロジェクト適正基準の最初の枠組みを構築しました。（2009年に世界銀行が最初のグリーンボンドを発行。）



ご留意事項

投資リスク

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建て資産には為替リスクもあります。したがって、**投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。**信託財産に生じた**利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。**また、**投資信託は預貯金と異なります。**本ファンドの基準価額の主な変動要因としては、主に「価格変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「流動性リスク」などがあります。 ※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。>

当ファンドに係る費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。 詳細は販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金（解約）申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.1% を乗じた額をご換金時にご負担いただきます。
運用管理費用（信託報酬）	ファンドの日々の純資産総額に 年1.177%（税抜：年1.07%） を乗じて得た金額とします。
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買手数料、信託事務の諸費用、目論見書・有価証券届出書・有価証券報告書・運用報告書作成などの開示資料の作成、印刷にかかる費用及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	次のいずれかに該当する場合は、原則として購入・換金の受付を行いません。 ・ルクセンブルクの銀行の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・委託会社が指定する日
申込締切時間	原則として午後3時まで販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	2029年5月28日まで（設定日：2019年5月30日）
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。 ・各ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、収益分配の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。